社説

衝撃を改善につなげよ

医師逮捕

東京女子医大病院の心臓手術ミス事件で医師2人が警視庁に逮捕された。1人は装置の操作ミスで患者を死なせたとする業務上過失致死容疑、もう1人は記録を改ざんした証拠隠滅容疑だ。

医療過誤で医師が逮捕されるのは、きわめて異例である。手術室の中の出来事は立証が難しく、これまで警察は医療事故の立件に消極的だった。

だが、明らかなミスで患者が死に至ったうえ、家族に隠して記録の書き換えまでするという悪質なケースだ。司法による事件の全容にわたる解明が必要であろう。

女子医大は、心臓病ではトップクラスの病院だ。そこから逮捕者が出たことは、医療界に大きな衝撃を与えている。患者にとっても「有名な大病院でも信用できない」と思わざるを得ない事態である。

医療ミスが繰り返されないよう安全対策の徹底が必要なことは言うまでもない。同時に、患者にうそをつかないことの徹底が極めて大事だ。

ミスを完全になくすことは難しい。しかし、うそをなくすことはできる。ありのままの報告がなされてこそ、同じミスを繰り返さないための対策が可能となる。

この事件では、心臓手術ではもっとも簡単なものの一つとされる手術を受けた12歳の少女が、手術から3日で亡くなった。人工心肺装置の操作ミスで脳に血液が行かなくなったことが原因とされる。だが、そのことは家族にはいっさい説明されず、ミスを隠すためカルテが書き換えられた。

内部告発の手紙を受け取った家族が新任の管理職に調査を依頼、大学側が調査委員会を設置して、ミスが明らかにされた。

同病院は、高度な医療を行う「特定機能病院」と厚生労働省に認められており、診療報酬の優遇措置を受けている。今回の事件で承認取り消しなどの処分をすべきかどうか、厚労省の審議会で検討中だ。女子医大は28日、特定機能病院の承認返上を申し出たが、審議会はもっと早く承認取り消しの判断を示すべきだったろう。

これまでの女子医大関係者からの事情聴取で、①外科医は手術前に診察せずに手術をした②人工心肺装置の操作を医師が担当し、機械を熟知している技士は手術室にいなかった③家族に対してうそがつかれた④記録を事後に書き換えた⑤学内の安全管理委員会に事故が報告されていなかった、などの問題点が明らかになっている。審議会の委員からは「女子医大の体質に問題がある」との批判も出ている。

今回は内部告発があったことで、隠蔽工作が明るみに出たが、医療関係者の間ではまだまだ身内をかばう姿勢が強い。

医療ミスが疑われる時には、その病院に関係のない専門家が当事者から詳しく調べる仕組みなどが必要だろう。そうした具体的な改善策なしには、医療全体に対する信頼を取り戻すことはできない。

異例 医師逮捕に波紋

女子医大病院事件

「なぜ逮捕なのか」「逮捕は当然だ」――。東京女子医科大病院で昨年3月に起きた心臓手術ミスで、警視庁が28日、手術に携わった医師2人を逮捕した。医療ミスで医療者の刑事責任を問う場合、これまで書類送検にとどめるケースがほとんどで、医療界にはそれでも反発が根強くあった。「極めて異例」の逮捕は、医療関係者の間にも、医療過誤に遭った被害者の間にも大きな波紋を広げた。

時時刻刻

（1面参照）

警視庁

捜査に非協力 「犯行も悪質」

「手術で過失はあり得る。それを、さまざまな工作で隠そうとする医師がいるとは信じられない。別の医師は調書の作成にも応じない。事実解明ができないではないか」

医師2人を逮捕した警視庁の幹部は28日、こう話した。医療ミスでの医師の逮捕は88年、鹿児島県内の医師が誤った造影剤を投与し、患者2人を死亡させた事故以来だ。

医療事故の場合、医療行為の専門性から、医師に過失があったかどうか警察が判断するのは難しいとされる。立件された事故は、ほとんど医師側が過失を認め、逮捕せずに書類送検され、在宅起訴や略式起訴になることが多かった。

今回は、まず遺族からの訴えがあり、病院が医療ミスや記録の改ざんを認めた。ところが両医師は任意の調べに対し、「執刀医の責任だ」（佐藤一樹容疑者）、「自分は書類を改ざんしていないし、指示もしていない」（瀬尾和宏容疑者）と、関与を否定した。

警視庁は、医療ミスや記録の改ざんが明らかなのに否認を続けたことなどから、「捜査に非協力的で証拠隠滅のおそれがあり、犯行も極めて悪質」として逮捕に踏み切った。

医師ら反発

責任「民事で問うべき」

「責任は、民事訴訟で問われるべきだ」。医療事故調査会代表世話人の森功医師は28日、医療行為をめぐって医師が逮捕されたことに反発し、こんな見解を発表した。森氏はかねて、医療の専門家でない警察が医療事故を調べるケースが増えていることを批判してきた。

患者の体を切り開く医療行為は、見方を変えれば体を傷つけることだが、刑法は、正当な業務としての医療なら罰しない。東京都内のベテラン医師は「医者はこれまで警察とは無縁だった」と話す。しかし、ここ数年で事態は変わった。

99年、都立広尾病院の医療事故で、警察への届け出を遅らせた医師らが刑事責任を問われた。主な病院団体や外科系の学会は、警察の介入は医師を委縮させる、と反発を強めた。

医療事故は、医療従事者の不注意だけでなく、過酷な労働や医療器具の不具合、教育・院内体制の不備など、様々な要因が絡むことが多い。個人の刑事責任を問うだけでは安全性を高められないと指摘する声もある。

警察への届け出についての議論のとりまとめに当たった病院団体幹部は、「医者が逮捕されることもありだと思う。ただし、安全な医療を実現するための条件が整ってからの話。医療費を削減して環境を整える努力が足りない中、医者個人の刑事責任を問うのは許し難い」といった。

患者側

「過失あるならば当然」

「今回のケースは医療ミスを隠そうとしたのだから、医師が逮捕されてもやむを得ないと思う。何より被害者にとって、よかったと思う」

00年5月、生まれたばかりの長女を医療ミスで失った青森県の男性(38)は、ニュースを見た感想をそう話した。

男性の場合、病院側はミスを認めて警察に届け出、警察が業務上過失致死の疑いで捜査している。だが、捜査は2年たった今も「継続中」で、病院側にどんな過失があったのか分からないままだ。「医療者に過失があるのなら、警察が責任を明らかにすることは当然だ。民事訴訟などで被害者側がそれを証明することは難しいのだから」

数多くの医療過誤訴訟で被害者の代理人を務める藤田康幸弁護士も、「証拠隠滅の恐れがあるなら逮捕は普通のことだ」と話す。

医療費を不正請求した医師や、犯罪行為を犯した医師の処分は、厚労省の医道審議会で決められる。だが、医療ミスについては、業務上過失傷害で有罪になったようなケースであっても、同審議会で処分されることはほとんどない。

「医療ミスで医師が行政処分を受けにくい今の日本では、刑事責任を問われるのはやむを得ないが、診療記録などの改ざんが証拠隠滅の罪に問われるという認識が医師の間に広がれば、患者にとっては前進だ」と指摘した。

特定機能病院 承認を返上へ

心臓移植の自粛も表明

女子医大病院長

東京女子医科大病院の林直諒院長は28日、同病院で記者会見し、特定機能病院の承認返上と、心臓移植手術を当面自粛することを明らかにした。厚生労働省は同病院からの正式な申し出を受け、7月12日に開く社会保障審議会の医療分科会で、返上を認めるか、認めないで承認を取り消すのかを決める。

特定機能病院は、高度な医療を提供する能力があるとして、大学病院や国立がんセンターなど計82施設が厚労相に承認されている。特定機能病院でなくなると、入院基本料の初期加算などで診療報酬上の優遇措置が受けられなくなる。

心移植の指定病院は、東京女子医科大病院のほか、大阪府内にある大阪大病院と国立循環器病センターの2カ所。東京女子医科大病院は東日本で唯一の指定病院で、28日現在、16人が心臓移植を待っている。

患者支援団体・トリオ・ジャパンの荒波嘉男事務局長は「東京にいる患者にとって、大阪でしか手術を受けられないのはかなりの負担。一日も早く信頼回復に努めて手術を再開してほしい」とし、日本臓器移植ネットワークは「正式な連絡を待って対応を協議したい」としている。

女子医大小児心臓手術事故
社説　時時刻々医師ら／患者側
2002年6月29日　朝日新聞